

文京区補助金等チェックシート

所属 保健衛生部 生活衛生課

1 補助金の名称等

26年度調査

補助金の名称	文京区公衆浴場設備改修資金利子補助金							
根拠規定等	文京区公衆浴場設備改修資金利子補助要綱							
創設年月	昭和	51	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	38年	終了予定年月
直近の見直し年月	平成	13	年	8	月	経過年数 〔自動計算〕	12年	
見直しの内容	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正による規定の整備							
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	実施計画事業番号		
	6衛生費	1保健衛生費	1保健衛生総務費	6公衆浴場補助	2施設整備費等補助			
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 利子補給							

2 補助金の概要

補助目的	浴場経営者が特定金融機関から公衆浴場設備改修資金の貸付けを受けた場合に支払わなければならない利子の一部を文京区が補助することにより、浴場設備の近代化を促進し、かつ、浴場経営を安定させ、もつて区民の衛生水準の確保に寄与することを目的とする。						
補助事業等の内容	公衆浴場設備改修資金の貸付けを受けた者に対し利子の一部を補助						
補助対象経費の内容	貸付限度額:一千万円以内であること。 借入期間:12年						
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他						
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕						
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 (補助率) <input type="checkbox"/> 定額 (補助額)						
	<input type="checkbox"/> 補助単価 (補助単価 単位) <input type="checkbox"/> 規定なし <input checked="" type="checkbox"/> その他						
	〔その他の場合は具体的に記入〕 融資期間中に支払わなければならない利子額から、貸付利率を年1.0%として算出した利子額を控除して得た額 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕						
公募の状況	非公募						
実績報告書時における 用途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書(写し) <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (金融機関の利子支払い証明書)						
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独	負担割合	区	国	都	補助対象者	
	<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し)	上乗せの 内容・理由					
<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)							

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	浴場設備の近代化を促進し、かつ、浴場経営を安定させ、もつて区民の衛生水準の確保をする必要がある。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律第3条に基づき区民の公衆浴場利用の機会の確保に努めている。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	公衆衛生の向上及び公衆浴場経営の安定と振興を目的としているため。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	浴場設備の近代化が遅れることにより、衛生水準の確保ができなくなる恐れがある。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	要綱により補助対象事業者が明記されており、当該事業者に制度の周知を行っている。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	交付申請を受け、現地確認のうえ決定している。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	現在、補助金以外の代替策は無い。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	浴場設備の近代化による公衆衛生の維持ができる。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	設備改修により適正な衛生上の措置ができる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	主に公衆浴場の周辺住民が利用している。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	文京区公衆浴場設備改修資金利子補助要綱等に則って事業は行われている。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	補助金交付申請及び工事完了後に現地において検査を行っている。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	金融機関発行の公衆浴場設備改修資金貸付利子支払証明書により確認をする。

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数				1
決算(予算)額	0	0	0	120
国庫支出金				0
都支出金				0
その他				0
一般財源	0	0	0	120
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)				

5 課題及び今後の方向性

浴場設備の近代化を促進し、かつ、浴場経営を安定させ、もつて区民の衛生水準の確保をするためにも、利子補助事業を継続していく必要がある。